

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成26年1月10日

世田谷区

1 業務概要

- (1) 件名：学習習得確認調査委託
- (2) 調査対象：区立学校の小学校5年生から中学校3年生
- (3) 業務内容
 - 調査問題等の作成
 - 調査問題等の配送
 - 解答用紙の回収
 - 解答の採点、分析
 - 調査結果の配送
- (4) 履行期間
 - 平成26年4月1日から平成26年11月14日まで

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- (3) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 「世田谷区教育要領」の趣旨を踏まえた取組方針であるか
- (2) 調査問題及び解答・解説（出題の趣旨等）の作成の視点
- (3) 解答の分析の視点・手法、分析結果の帳票案
- (4) 業務の実施体制(教育指導課と連絡・連携の体制、問題作成・解答分析・配送等の体制、労務管理、苦情・事故などの緊急時の連絡・対応体制)
- (5) 業務実施の計画の妥当性
- (6) 小・中学校の児童・生徒の学力に係る調査に関する業務に係る受託実績等
- (7) 見積金額の妥当性

5 手続き

(1) 説明書の交付期間、場所および方法

交付期間：平成26年1月10日（金）から1月21日（火）の午前9時から
午後5時まで（土・日曜日、祝日を除く）

交付場所及び方法

下記担当課にて窓口配布

(2) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

提出期限 平成26年1月21日（火）午後5時必着

提出先 下記担当課

提出方法 持参またはFAXにより送付すること。

(3) 提案書の提出期限、提出先及び方法等

提出期限 平成26年2月5日（水）正午必着

提出先 下記担当課

方法 持参に限る

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金 不要

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 要当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無 有（同一事業 平成27年度から平成30年度）
（但し、 予算配当を条件とする。 契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。）

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 下記の本件担当部課に同じ

(7) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(8) 事業者からの提出物は返却しない

(9) 当該案件に参加を表明した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区が公表することについて了承の上で参加することができる。

(10) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る平成26年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。

(11) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。

(12) 詳細は説明書による。

7 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区教育委員会事務局教育指導課学校経営推進担当 川野

（世田谷区役所第2庁舎3階36番窓口）

電話：03-5432-2724 ファクシミリ：03-5432-3041

E-mail: sea02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp